

市・県民税の納税の方法

市・県民税の納税方法には、1. 普通徴収、2. 給与特別徴収、3. 年金特別徴収があります。

1. 普通徴収

①対象者

公的年金を受給されていない事業所得者など

②納付場所

納付書により下記の金融機関又はコンビニエンスストア等で納付ができます。

口座振替制度もありますので、希望される方は金融機関にて手続きをお願いします。

[金融機関等]

- 四国銀行 ○ 高知銀行 ○ 高知信用金庫 ○ 高知県農業協同組合
- 高知県信用漁業協同組合連合会・各支店
- 四国内のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内の納付に限ります。）
- 室戸市役所、各出張所、各市民館

[コンビニエンスストア] ※納期限内の納付に限ります。

- MMK設置店 ○ コミュニティ・ストア ○ セイコーマート
- セブン-イレブン ○ デイリーヤマザキ ○ ハマナスクラブ
- ファミリーマート ○ ポプラグループ ○ ミニストップ
- ニューヤマザキデイリーストア ○ ローソン

③納付の時期

- 第1期 6月
- 第2期 8月
- 第3期 10月
- 第4期 1月

2. 給与からの特別徴収

①対象者

給与所得者

②徴収の方法

特別徴収義務者（給与支払者）が毎月の給与を支払う際に、その人の給与から徴収し、翌月10日までに納入されます。

③給与からの徴収月

6月から翌年の5月（12回）

3. 年金からの特別徴収

①対象者

4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者

※65歳以上であっても、介護保険料が年金から特別徴収されていない方や、徴収される市・県民税が老齢基礎年金等の額を超える方などは特別徴収の対象外です。

②徴収の方法

年金特別徴収義務者（年金支払者）が年6回の年金を支払う際に、その人の年金から特別徴収し、その月の分として翌月10日までに納入されます。

③徴収の時期

ア 新年度から新たに年金特別徴収の対象となる方

年金からの特別徴収開始は、その年の10月からとなります。それまでは、今までどおり、普通徴収の方法で納めていただきます。

まず、その年度の税額4分の1に相当する額を、1期（6月）と2期（8月）の2回分を納付書又は口座振替で納めていただきます。

その後10月からは、年金からの特別徴収が開始となりますので、その年度の税額から、普通徴収で納めた額を差し引き、その残りの額を3分の1した額が、10月、12月、2月にそれぞれ年金から特別徴収されます。

イ 前年度から引き続いて年金特別徴収の対象の方

4月、6月、8月にそれぞれ、前年度分の年税額の2分の1に相当する額の3分の1が特別徴収されます。

※前年度（2月まで）の税額に基づき、新年度（4月から）の税額を仮に算出しますので、これを「仮徴収」といいます。

また、10月、12月、2月には、新年度の税額から、4月、6月、8月に徴収された税額（仮徴収分）を差し引き、その残りの額を3分の1した額がそれぞれ特別徴収されます。

前述の「仮徴収」に対して、これを「本徴収」といいます。

【年金からの特別徴収の例】

○初めて特別徴収が開始される方

【年税額が 60,000 円の場合】

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
	徴収年月	6月	8月	10月	12月
納付額	年税額の 4 分の 1 (60,000 ÷ 4 = 15,000 円)		年税額の 6 分の 1		
	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

○前年度から継続で特別徴収となる方

【年税額が 70,000 円の場合】

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	徴収年月	4月	6月	8月	10月	12月
納付額	前年度の年税額の 2 分の 1 に相当する額の 3 分の 1			年税額から仮徴収分を引いた額の 3 分の 1 (70,000 - 30,000) ÷ 3 = 13,333 円		
	10,000 円	10,000 円	10,000 円	13,400 円	13,300 円	13,300 円

※公的年金からの特別徴収は、地方税法により定められていますので、納税者からの申出により納税方法を変更することは出来ません。

【問い合わせ先】室戸市 税務課 市民税班 TEL : 0887-22-5127 (直通)